

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 令和4年度 埼玉県福祉系高校修学資金貸付 募集要領

◆目的◆

この事業は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

借受人が、福祉系高校卒業後、埼玉県内の社会福祉施設等で介護福祉士として3年間従事した場合、借りた資金の返済は全額免除されます。

◆概要◆

1 貸付対象者

福祉系高校に在学する者であって、卒業後に埼玉県内において、介護職員として従事しようとする者。

注意

- ・介護福祉士コースを選択した方または選択する意思のある方が対象です。
- ・卒業後、介護福祉士として業務に従事しない場合、貸付金は返還となります。

2 貸付額

下記の金額を上限として貸し付けます。

- (1) 修学準備金 30,000円(令和4年度入学者のみ申請可)
- (2) 介護実習費 30,000円(各年度)
- (3) 介護福祉士国家試験受験対策費用 40,000円(各年度)
- (4) 就職準備金 200,000円(卒業時)

※無利子で貸し付けます。

※貸付には連帯保証人(未成年の場合は法定代理人)が必要です。

※福祉系高校への修学に関し、他の奨学金等を利用している方は、貸付の対象とならない場合があります。

連帯保証人について (個別の事情がある場合は在学学校を通じてご相談ください。)

- ①連帯保証人は、貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- ②連帯保証人は、法定代理人でなければなりません(借受希望者が未成年の場合)。⇒法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人(原則近親者)を立てていただきます。
- ③連帯保証人は、申込時点で75歳未満であることが望ましいです。
- ④連帯保証人は、日本国籍を有する方、又は永住者とします。
- ⑤連帯保証人は、借受人と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含します。

◆申請◆

1 申請方法

借受希望者は、申請書類を作成し、在學校に提出してください。【P6「提出書類・届出について」参照】

県社協は、申込内容を審査し、貸付の可否を借受希望者と在學校あてに通知します。

※申請書類は學校が取りまとめの上、県社協へ提出します。

※受付の窓口、方法、期間は、必ず學校にご確認ください。

2 申請期間等

申請期間: 令和4年11月28日(月)～令和5年1月31日(火)

學校は、期日までに県社協に申請書類を提出してください。

◆申請から貸付金の交付までの流れ◆



◆返還の猶予・免除について◆

1 貸付金の返還の猶予について

次の期間は、返還を猶予することができます。

- (1) 県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- (2) 貸付契約の解除後も引き続き福祉系高校に在学しているとき
- (3) 大学等に進学したとき
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

2 貸付金の返還の免除について

次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとします。

(1) 以下の①及び②の両方を満たしたとき。

- ① 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行った。
- ② 県内の介護保険サービス事業所において、介護福祉士として3年間業務に従事した。
※ 在職期間は通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した日数は 540 日以上必要です。

(2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

◆福祉系高校修学資金返還充当資金への借り替えについて◆

福祉系高校を卒業後、介護保険サービス事業所における介護職員として勤務せず、障害福祉サービス事業所、施設等に就職、又は転職した場合に、借りている資金の種類を自動的に変更するものです。

なお、返還の債務を免除するには、借り替えを行った日から3年間業務に従事する必要があります。

※借り替えることができるのは、1人1回までです。

※借り替えの手続きは、借受人の勤務先を確認したうえで県社協が行い、結果のみ通知します。

※必ず介護福祉士の資格を活かして就職する必要があります。

※借り替えをした後、再度介護保険サービス事業所・施設に就職した場合は、返還の対象となります。

◆返還免除の対象となる施設について◆

「返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等、及び職種の一覧表」のうち

- ① 介護保険サービス事業所における介護職員 ⇒ 福祉系高校修学資金の対象施設
- ② ①以外の施設、事業所 ⇒ 福祉系高校修学資金返還充当資金の対象施設

「返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等、及び職種の一覧表」は右の二次元コードからご確認ください。



◆返還免除申請までの流れ◆



◆貸付契約の解除、貸付契約の休止について◆

1 貸付契約の解除について

次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- (1) 借受人が福祉系高校を退学したとき
- (2) 借受人から契約の解除を申し出たとき
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (5) 虚偽その他不正な方法により資金の貸付を受けたことが明らかになったとき
- (6) 借受人が死亡したとき
- (7) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 貸付の休止について

借受人が福祉系高校を休学し、又は停学の処分を受け、その期間が年度の全期間に及ぶ場合は、当該年度分の貸付は行いません。

◆貸付金の返還について◆

1 貸付金の返還について

次のいずれかに該当する場合には、資金を返還しなければなりません。

(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき
- (4) 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 介護職員等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 返還方法について

返還期間: 貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内

返還方法: 月賦、半年賦、一括

3 延滞利子

正当な理由なく貸付金の返還期限日までに返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還された日までの日数に応じ、返還額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

4 返還の流れ

- ①返還の事由が発生
↓
- ②県社協に速やかに連絡の上、「返還計画申請書(様式第11号)」を提出
↓
- ③県社協で審査の上、納入通知書を送付
↓
- ④指定口座に払込み
↓
- ⑤県社協への入金が全額完了後、借受人及び連帯保証人宛てに「返還完了通知」の送付及び借用証書等を返却

◆提出書類・届出について◆

貸付の申請をするとき

【1月まで】

①	申請書(様式第1号)	
②	住民票(世帯全員)	発行から3か月以内のもの。 続柄、本籍の記載があるもの。マイナンバーの記載がないもの。
③	最新年度の課税証明書	法定代理人及び連帯保証人のもの。
④	誓約書(様式第2号)	
⑤	同意書(様式第14号)	
⑥	推薦書(様式第3号)	学校が記入すること。

貸付決定後、借用証書等を提出するとき

【2月】

①	借用証書(様式第6号)	登録実印を捺印すること。
②	振込口座申請書(様式第7号)	
③	振込先通帳(写)	金融機関、支店、口座の種類、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナが分かる部分のコピー。
④	印鑑登録証明書	借受人、連帯保証人分(各1通)

複数年度にまたがる貸付を受けるとき、卒業見込みとなったとき

【4月、3月】

①	在学届(卒業見込み届)(様式第4号)	学校が記入すること。
---	--------------------	------------

送金前に貸付契約を解除するとき

【随時】

①	貸付停止・再開・辞退届(様式第9号)	
---	--------------------	--

卒業後就職したとき

【4月】

①	介護福祉士資格登録証の写し	
②	返還猶予申請書(様式第12号)	借受人本人が記入すること。
③	業務従事届(様式第10号)	勤務先が記入すること。
④	卒業届(様式第5号)	学校が記入すること。

卒業後進学したとき

【4月】

①	介護福祉士資格登録証の写し	
②	返還猶予申請書(様式第12号)	借受人本人が記入すること。
③	在学証明書	進学した先の学校が発行するもの。
④	卒業届(様式第5号)	学校が記入すること。

退学等貸付期間中に貸付契約を解除するとき

【随時】

①	貸付停止・再開・辞退届(様式第9号)	
②	返還計画申請書(様式第11号)	契約解除後も福祉系高校に在学するなどの理由で、返還猶予を申請する場合は「返還猶予申請書(様式第12号)」を提出すること。

返還するとき

【随時】

①	返還計画申請書(様式第11号)	
---	-----------------	--

住所、氏名、連絡先等を変更したとき

【随時】

①	異動届(様式第8号)	
②	変更の内容が確認できる書類	住民票等変更の内容が確認できる書類を添付すること。

◆様式一覧◆

・各種様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

埼玉県福祉系高校修学資金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
在学届(卒業見込み届)	様式第4号
卒業届	様式第5号
借用証書	様式第6号
福祉系高校修学資金振込口座申請書	様式第7号
異動届(住所・氏名・連帯保証人等)	様式第8号
貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式第9号
業務従事届	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書	様式第13号
同意書	様式第14号

◆問い合わせ先(実施主体)◆

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター

TEL 048-824-3370

HP https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/kaigoloan_9.html